

農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

(※農林水産省) 輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国からサウジアラビア向けに輸出される水産食品の衛生証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 SA-S1「サウジアラビア向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、本要綱について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

#### 記

- 1 サウジアラビア政府により、今後の施設認定において養殖由来の輸出品目がある場合は、BAP 認証を取得している施設であることとの要件が付与されたことに伴う改正
- 2 施設認定手続において認定施設の情報をサウジアラビア政府に通報する部署を規制対策グループに変更したことに伴う改正
- 3 その他所要の改正

※内閣府沖縄総合事務局長宛てに送付する際は記載する。